

磯子区青少年育成活動補助金交付要綱

制 定 平成21年4月1日磯地振第1302号(区長決裁)

最近改正 令和7年2月1日磯地振第1528号(区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、主に磯子区内の中学生までの青少年（以下「青少年」という。）の健全育成を目的とする団体（以下「団体」という。）が実施する社会活動や自然活動などの体験活動の場を提供することを主とする事業に対して補助金を交付することにより、青少年育成活動の推進及び青少年を取り巻く課題への対処を支援し、もって磯子区内の青少年の豊かな感性及び人間性の育成並びに心身の健康増進を図ることを目的とする。

2 磯子区青少年育成活動補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「市民協働条例」という。）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

2 区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）第8項第4号に基づき、この要綱において、補助金規則の「市長」を「区長」に読み替える。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付申請ができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、第1条に規定する事業を主催する団体であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 規約、会則等の定めがあること。
- (2) 政治、宗教又は営利活動を目的としないこと。
- (3) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）ではないもの
- (5) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者がいないもの
- (6) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、青少年健全育成の目的に沿っており、地域と繋がりを持った事業を目指し団体の内外に幅広い参加呼びかけをする事業であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 青少年に対して、社会活動、自然活動などの体験活動を主とした事業であり、かつ異年齢交流の機会を提供する事業
- (2) 年間を通しておおむね週1日以上、青少年に対する多彩な学習機会を提供する事業
- (3) その他青少年健全育成のために区長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とすることができない。

- (1) 国又は地方公共団体から助成を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 法人が定款又は寄附行為で定める事業目的に基づき実施する事業
- (4) 政治、宗教、選挙活動に関する事業
- (5) 団体の親睦を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 磯子区子ども会連絡協議会が実施する事業
- (8) その他磯子区長（以下「区長」という。）が適当でないとして認める事業

3 補助対象事業の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付額は、1事業につき補助金の交付対象となる経費の2分の1以内で、別表1に掲げる金額を上限とする。

2 前項の補助金額の算出にあたり、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 補助対象団体が補助金の交付申請をすることができる事業の数は、1事業までとする。

4 補助対象事業に係る経費のうち補助金の交付対象となる経費は、別表2に掲げるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

（交付申請）

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期日は、事業実施日の1か月前とする。

2 補助金規則第5条第1項及び第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、磯子区青少年育成活動補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (5) 団体の役員名簿、会員名簿

3 補助金規則第5条第3項の規定により区長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略さ

せることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第7条 区長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の調査に当たり必要と認める場合は、前条第2項に定める書類のほかに資料の提出及び説明を求めることができる。

3 区長は、第1項により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、磯子区青少年育成活動補助金交付決定通知書（第5号様式）を交付するものとする。

4 区長は、第1項の調査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、磯子区青少年育成活動補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 区長は、補助金の交付を決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付申請の内容から変更しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けるべきこと。
(ただし、軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ区長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けるべきこと。

2 補助金規則第7条第4号の規定により区長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この補助金は、補助対象事業実施のために使用し、他の事業には流用しないこと。

(2) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあること。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定による申請の取り下げは、磯子区青少年育成活動補助金交付申請取下届（第7号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(事業計画の変更等)

第10条 補助金交付団体は、補助金交付決定後において、補助事業等の目的、内容、事業計画及び経費に関することを変更、中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ磯子区青少年

育成活動補助金交付変更等申請書（第8号様式）を区長に提出し、承認を得なければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合については、この限りではない。

- 2 区長は、前項の規定による交付変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、磯子区青少年育成活動補助金交付変更等承認通知書（第9号様式）により、補助金交付団体に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による交付変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、不適当と認める場合には、磯子区青少年育成活動補助金交付変更等不承認通知書（第10号様式）により、補助金交付団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助金交付団体は、事業終了後速やかに、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- （1） 精算報告書（第11号様式）
- （2） 実績報告書（第12号様式）
- （3） 収支決算書（第13号様式）
- （4） 領収書等提出用紙（第14様式）
- （5） 参加者名簿
- （6） チラシ、写真等、事業の実施状況が確認できる資料

- 2 補助金規則第14条第1項第2号に基づき提出する領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写しは、第1項第3号に定める領収書等提出用紙に貼付して提出するものとする。ただし、同規則第14条第5項各号に該当する場合は、その提出を省略することができる。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により区長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。
- 4 事業の報告は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了の日から1か月後を最終期日とする。

（補助金額の確定通知）

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、磯子区青少年育成活動補助金交付額確定通知書（第15号様式）により行うものとする。

（調査等）

第13条 区長は、必要に応じて、当該事業の実施状況及び事業報告に関する聴取及び調査を行うことができる。

- 2 区長は、必要に応じ申請者又は第7条第1項の交付の決定を受けた者が、第3条第4号から第6号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金交付の時期の例外）

第14条 補助金規則第17条により区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付する

ことができる場合は、補助金交付団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

(補助金交付の請求)

第15条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、磯子区青少年育成活動補助金交付請求書（第16号様式）により行わなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第16条 補助金規則第19条第3項の規定による補助金交付決定の取消しの通知は、磯子区青少年育成活動補助金交付決定取消通知書（第17号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

第17条 補助金規則第20条第1項の規定により、補助金の返還を命ずる場合は、磯子区青少年育成活動補助金返還命令書（第18号様式）により行うものとする。

(関係書類の提出方法)

第18条 補助金交付申請書等関係書類を提出する場合は、持参、郵送又は電子メールにより行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第19条 補助金規則第26条の規定により、区長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(書類の閲覧)

第20条 補助金交付団体及び区長は、市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に掲げる書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 第6条第2項に規定する補助金交付申請書
- (2) 第6条第2項第2号に規定する事業計画書
- (3) 第6条第2項第3号に規定する収支予算書
- (4) 第6条第2項第4号に規定する団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (5) 第7条第3項に規定する交付決定通知書
- (6) 第11条第1項第1号に規定する精算報告書
- (7) 第11条第1項第2号に規定する実績報告書
- (8) 第11条第1項第3号に規定する収支決算書

2 前項の規定による閲覧は、横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号）第4条の規定に基づき、別表3に定めるところにより行うものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、平成23年度以後の補助金に適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、平成23年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

(磯子区青少年育成活動補助金審査会設置要綱の廃止)

- 3 磯子区青少年育成活動補助金審査会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、平成25年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、平成26年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、平成27年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、平成30年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、令和2年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、令和2年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金に適用し、令和4年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の規定にかかわらず、令和6年度に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

別表1 (第5条第1項)

補助対象事業	上限額 (円)
(1) 社会活動、自然活動などの体験活動を主として、かつ異年齢交流の機会を提供する事業 ア 市外への移動及び宿泊を伴うもの イ ア以外のもの	120,000 40,000
(2) 年間を通しておおむね週1日以上、青少年に対する多彩な学習機会を提供する事業	120,000

別表2 (第5条第4項)

項目	主なもの
報償費	事業の実施に伴う報償、謝礼
交通費	スタッフ(運営協力者含む)が当日要する交通費
消耗品費	物品、文具、材料費、その他消耗品
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の作成費
通信運搬費	郵便料金、配送・運送費
保険料	イベントに関する損害保険料(ただし、加入する保険により会員の費用が対象外となる場合がある。)
委託費	会場設営等、団体が自ら行うことが困難な業務に対する委託経費
使用料、賃借料	事業の実施に必要な会場、機材等の使用料(ただし、事務所等の維持管理費は除く。)
研修費	事業を効果的に実施するために必要な研修・講習の受講料
その他	区長が必要と認める経費

(備考)

表に該当する経費であっても、一般的に見て豪華な物品等の購入費及び申請事業に直接関係しないと認められる経費は、補助対象外とする。

別表3 (第20条第2項)

	団体	区長
閲覧場所	補助金交付を受けた団体が指定する場所	磯子区地域振興課

閲覧時間	補助金交付を受けた団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。）
閲覧期間	第20条第1項第1号から第5号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、同第6号から第8号に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	